

袋井市小規模修繕参加登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕の受注を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、袋井市が発注する小規模な修繕（以下「修繕」という。）について、市内小規模事業者の受注機会を拡大することを目的とする。

(対象となる修繕)

第2条 修繕の対象は、1件100万円以内で、内容が軽易であると市長が認めるものとする。

(小規模修繕参加登録)

第3条 修繕を受注しようとする者は、小規模修繕参加登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

(登録の除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を置かない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 袋井市建設工事入札参加登録者名簿に登載されている者
- (4) 登録しようとする月から前2年間の営業の事実がない者
- (5) 市税を完納していない者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(登録の有効期間)

第5条 参加登録の有効期間は、定期受付年（西暦奇数年）の4月から2年間とする。ただし、追加受付の場合は、受付日の属する定期受付の有効期間の満了日とする。

(登録申請)

第6条 登録を受けようとする者は、修繕参加登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の身分証明書
- (2) 市税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(登録の審査)

第7条 市長は、前条に規定する登録申請があった場合、速やかに審査を行うものとする。

2 修繕参加登録にかかる資格審査は、法令の定めによる許可を要するもののほか、必要な事項を審査するものとする。

(運用)

第8条 市長は、前項の審査の結果、登録を認める場合は修繕参加登録名簿（様式第2号）に登載し、受注機会を与えるよう努めるものとする。ただし、施工上特に必要な場合はこの限りではない。

(変更等の届出)

第9条 修繕参加登録申請書の提出後に、申請内容に変更又は事業を廃止した者については、小規模修繕参加登録変更（廃止）届（様式第3号）を速やかに市長に届出なければならない。

(契約)

第10条 修繕参加登録名簿に登載されているものに発注する修繕の契約は、随意契約によるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

小規模修繕参加登録申請書

袋井市長

年 月 日

袋井市が発注する小規模修繕について、次のとおり登録を申請します。

住所又は所在地	袋井市
ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者職氏名	
電話番号	
F A X 番号	

1 事業所の概要

資本金	千円
従業員数	名
技術者数	名
営業年数	年

2 登録希望業種

番号	業種	コード	内容

（注）番号、業種、コードについては、裏面を参照すること。

(裏)

小規模修繕業種分類表

番号	業種	コード	内 容
1	土木	1	道路・河川
		2	道路安全施設
		3	遊具・運動施設
		4	その他
2	建築	1	木造建築
		2	屋根
		3	左官
		4	フェンス・門扉
		5	塀・ブロック・レンガ
		6	その他
3	建築内装	1	壁・床
		2	木製建具
		3	障子・襖
		4	サッシ・網戸
		5	カーテン・ブラインド
		6	畳
		7	ガラス取替・飛散防止フィルム
		8	その他
4	設備	1	電気器具取替
		2	放送設備
		3	その他
5	造園	1	植栽
		2	樹木管理
		3	その他
6	塗装	1	看板
		2	塗装
		3	その他
7	その他	1	具体的に（ ）

様式第2号（第8条関係）

修繕参加登録名簿

[illegible]

様式第 3 号（第 9 条関係）

小規模修繕参加登録変更（廃止）届

袋井市長

年 月 日

小規模修繕参加登録について、変更 ・ 廃止 届を提出します。

住所又は所在地	袋井市
ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者職氏名	
電話番号	
F A X 番号	

変更事項

番号	変更前	変更後	変更年月日
1			
2			
3			